

ドメスティック・バイオレンスをなくすために

I ドメスティック・バイオレンスとは

被害者の電話

「夫はカッとなると私を殴るのです。この間はリモコンで叩かれ頭が切れて、血だらけになりました。壁には灰皿を投げた大きな穴があり、花瓶で隠しています。」

最近またイライラが溜まってきたらしくて、毎日「今日かもしれない」とドキドキします。

私も気をつけていて、夕方には、玄関に子どもの靴が散らかっていないか、お風呂は沸いているかと、何べんも見に行きます。でも、何がきっかけで怒り出すのか、本当にわからないのです。もう、怖くて怖くて。あと少して、夫が帰ってくる時間です（涙声になる）」

電話で話を聞きながら、ドメスティック・

バイオレンス（DV）の恐怖におののく被害者の様子が、受話器を通して伝わってきました。

私はいくつかの相談機関で、女性からのさまざまな相談に応じてきましたので、その立場から、DV問題とは何かについて、お伝えしたいと思います。

DV防止法

2001年4月に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）では、女性に対する暴力だけでなく、男性に対する暴力も法の対象としています。けれどもDV被害者の大半は女性であることから、本稿では啓発的な観点で、夫や恋人・婚約者・同棲相手・元の夫などの親密な関係にある男性から、女性に対してふるわれる暴力をさす言葉として、「ドメスティック・バイオレンス」を使います。



菊谷 秀子

特定非営利活動法人
かながわ女のスペースみずら理事

【きくたに ひでこ】1994年より「みずら相談室」を中心に相談活動に携わる。上智大学外国語学部英語学科卒業。神奈川大学法学研究科博士後期課程修了（民事訴訟法専攻）。横浜労災看護専門学校・秋父看護専門学校法学非常勤講師。論文「『相談』と紛争解決システムに関する一考察—「相談」の機能を中心として—」神奈川大学大学院法学研究論集No.17（2009年）

3人に1人が「暴力を受けたことがある」

内閣府が2011年に行った「男女間における暴力に関する調査」によれば、女性の3人に1人が配偶者から

① 身体的暴力（殴る／蹴る／首を絞める／階段から突き落とす など）
② 心理的暴力（「お前はバカだ」「ぶつ殺すぞ」などの暴言や脅迫）

③ 性的暴力（性行為を強要する／むりやりポルノを見せる／避妊に協力しない など）のうちいずれかの行為を受けており、10人に1人は何度もあるような暴力被害に遭っています。

誰にも言わなかった

調査では、直近の5年以内にDV被害を受けながら、誰にも相談しなかった女性が、4割にのぼることがわかりました。私たちの周囲で、いまこの瞬間にも、人知れ

ずDV被害に苦しんでいる女性は、想像以上に多いのではないのでしょうか。

暴力はふるう側が悪い

「男が殴るのはよっぽどのことだ、女にも原因がある」という考え方があります。これだと、「それ相応の理由があれば、妻を殴ってもいいのだ」ということになってしまいます。

DV防止法はその前文で、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」と、明確に位置づけました。暴力はふるう側に責任があり、絶対に許されません。

DV加害者に、特別なタイプなどない

暴力をふるう男性には、外では人当たりがよく、定職を持ち、社会的地位があると思われる人も少なくありません。

DVは以前、「単なる夫婦ゲンカ」「家庭



内のこと」と見過ごされてきました。現在は、そのような個人的な問題ではなく、男女の経済力の格差や、男性優位の社会通念、女性を対等に扱わない差別の意識など、社会全体のありようと深くかかわっていることが、認識されています。

Ⅱ なぜ逃げられないのか

DVは自分のパートナーを、力によって支配しようとするもので、その手段は身体的暴力に限りません。加害者は、相手をコントロールするのに最も効果的な暴力を、巧みに使い分けます。

恐怖心を植えつける

DVは、特定の相手にだけふるわれる密室の暴力で、被害が表に出にくいものです。シェルター（緊急一時保護施設）に逃げてきた被害者の中に、服を着ると隠すことができる部分にのみ、打撲によるアザや、熱湯・タバコによる火傷が集中している女性がいきました。

また、蹴られて骨折したときに、夫または夫の母親が、必ず病院に付き添ってくるので、医師に本当の原因が告げられない人がいます。逃げ出して、もし見つかつて連れ戻されたら、さらに酷い仕打ちを受けるといふ恐怖から、なかなか行動が起こせないのです。

最悪の場合、DVによって命を落とすこ

とさえあります。相談されたら、個人で解決しようとせず、自治体の相談機関や警察に相談しましょう。

わかってもらえず孤立

「夫は口が達者です。外づらがよいから実家の親にも、なかなかわかってもらえません。お前のわがままで、子どもがいるのだから我慢しろ」と言われます」

「地位のある立派な旦那さまですよ。あなたもつと上手に、あしらえばいいのよ」と友だちに言われて、相談しなければよかった、と後悔しました」

相手が、話をありのままに受け入れることができないと、せっかく勇気を出して打ち明けた被害者は、さらに傷つきます。

「俺を怒らせるお前が悪い」と、たえず言われていますから、被害者は次第に自分を責めるようになります。「あなたは悪くない」というひとことが、被害者の力になります。

社会的隔離

「結婚後は、私が実家やきょうだいと行き来するのを、夫はとも嫌がります。同窓会もダメ、電話もメールもダメで、友だちとすっかり疎遠になってしまいました」

DVの加害者は、妻が自立した行動をとることを嫌います。「家のことだけやってりゃいいんだ！」などと行動を制限された妻は、夫を通してしか社会と繋がることができなくなります。

デートDVについて

近年、同棲状態ではない恋人からの暴力被害がクローズアップされ、当事者が思春期や青年期である場合に、「デートDV」という和製英語が使われています。

DVもデートDVも、愛情という名のさまざまな暴力的束縛によって、相手を支配しようとするもので、DV問題の本質に差異はありませんが、配偶者や同棲相手を対象とするDV防止法を、直接適用しにくいケースが多い点が課題です。

高校生の被害者は「おはよう、いま起きたよ」から始まって、一日中頻繁に相手にメールを送ることを求められます。彼から来たメールにすぐ返信しないと、あとでどんなに怒られるかわかりません。彼と会っ



たときには、「ほかの男にメールするな」と、携帯を取り上げて厳しくチェックされます。彼と距離を置こうとすると殴られ、「別れたら俺はこうなる」と自分の手首を切つてみせて、脅します。

好きになった、そして、相手の要求にイヤと言えない、次第に相手の言いなりになって従うようになる。抜け出したいと思っても、うまくいかない。この構造はDVそのものです。10代を対象とした啓発教育の普及が望まれています。

経済的に支配

「節約していますが、子どもへの出費があり、生活費がこれではやっていけないといくら説明しても、いつも夫の理屈に言い負かされてしまいます」

「生活が苦しくてパートに出たら、夫が店長に、へんな嫉妬やいやがらせをするので、続けられなくなりました。夫が私が稼ぐのがイヤなのです」

お金の話をすると「誰に食わせてもらってるんだ」と怒鳴られるため、生活費が足りなくても、怖くて夫に言えない。このような場合、親戚やサラ金など他からの借金を重ねることもあります。このように生活費を渡さなかったり、外で働くことを禁じることを「経済的暴力」と言います。

逃げることに踏みきれない

「子どもは渡さん。一人で出て行け」別

れ話になると夫が必ずこう言うので、ひるんでしまう」「私一人の力で育てていけるのだろうか」「いま、子どもを転校させるのは、かわいそう」など、さまざまな気がかりから、逃げることに踏みきれない女性があります。

このような女性を救済するため、DV防止法に基づく、各種の公的支援が用意されています。国が設立している「法テラス」を利用して、弁護士とも相談できます。まずは、行政機関の窓口にご相談してみましょう。

謝罪されて混乱する

「私を部屋の隅に追い詰めて、ボコボコに殴ったあとは、すーっとおとなしくなっていて、泣いて謝るんです。優しいときもあるし、暴力さえなければやっていけるように思うのです。治らないでしょうか?」

このようなケースだと、「暴れているときが異常で、本来は優しい人」と思いがちです。優しい夫と暴力をふるう夫、どちらかが仮の姿というのではなく、社会生活の他の局面で受けたストレスを、最も身近な弱者を攻撃することで緩和し、自己の精神のバランスを保とうとしているのではないのでしょうか。

暴力はエスカレートすることが多く、DVが被害者の「死」という決着で終わる例を、私たちは新聞の社会面等でたびたび目にします。傷や病気の治療にあたる医師や看護師も、本人の意思を尊重した上で、法に基づき積極的に通報する役割が求められています。

DVに悩む男性のための相談

DV防止法に基づき、各県に「配偶者暴力相談支援センター」が設置されています。男性のDV被害者も女性と同様に相談ができますが、県によっては「男性被害者相談」として、別の電話番号を用意しているところがあります。

「妻に暴力をふるう、この自分を変えたい」と思う男性のためには、「DV加害者更生相談」などの名称で、相談窓口を用意している自治体もあります。また、複数の民間機関（団体）が「加害者プログラム」を実施しています。

DV防止法の主旨に基づき、DVに悩む女性のための相談窓口は、都道府県や民間団体の取組みが進んでいます。「DVに悩む男性のための相談」は、取組みがあまり進んでいませんが、県によっては、すでに民間団体の相談窓口が設置されています。

行動を躊躇させる社会通念

「実家の父が母に、いまだに暴力をふるいます。父をあの世に見送ったら、母はようやく楽になるかもしれませんが、でも父は元気で、母は長年の苦勞ですっかり弱っています。母の人生を思うと、胸が張り裂けそうです。」

母を引き取りたい気持ちはやまやまですが、すぐ父が連れ戻しに来ます。また、私や私のきょうだいも、幼少時から父の暴力

に苦しんできました。いまさら父と関わりを持つたり、同居したりすることはできないのです。

母に離婚を勧めますが、近所の人に何と言われるかとか、誰がお父さんの面倒を見るのよ、と云って、聞いてくれません。シニア世代は「妻は夫に従うべき」といった社会通念や離婚への偏見、性別役割規範の中で、永年過ごしてきました。これらの構造的な問題が、婚姻や恋愛関係にある男女の間にもはたらいて、DVの大きな背景になっています。

Ⅲ 被害者の苦しみ／子どもへの影響

暴力は人格を深く傷つける

「夫に平手で叩かれた」と口に出したとたん、なんとも言えないみじめな気持ちになって、涙があふれました」

暴力は自尊心を低下させ、人のプライドをはずたずたにします。被害に遭ったことを、人にはなかなか言えないものです。被害者は次第に孤立していきまます。

周囲の理解が得られないまま、長いあいだ暴力にさらされ続けると、無力感やあきらめが、怒りを感じる力まで奪い取ってしまいます。

深刻な子どもへの影響

「真夜中に夫が、私の髪の毛をつかんで

引きずり回しました。悲鳴を聞いて、飛び込んできた上の子が、お父さん、やめてーと叫びました」

「お父さんが暴れたら、お母さんを助けに行かなくちゃ」と幼い心を痛めて、子どもはおちおち眠っていられません。大きくなるにつれ、「わたしが無力だから、お母さんを守るができない」と自分を責めたり、情緒が不安定になったり、対人関係に自信が持てなくなったりします。

ある夫は「しつけがなっていない！」と、いつも妻を激しくなじっていました。彼女はあるとき、幼い息子が「僕がわるい子だから、ママがパパに殴られるんだ。僕が死んじゃえばいいんだ」とつぶやくのを聞き、ハッと我に返りました。子どものためにと、思っただけで暴力に耐えていましたが、翌日、市役所のDV相談窓口を訪れました。

DVを見せることは子どもへの虐待

DVを目撃することの悪影響については、近年具体的な調査と考察が進んでいます。

子どもがDVを見て育つ中で、問題解決の手段として、話し合いでなく暴力を用いることを学習するかもしれません。大人になって、自分自身が家庭を持つようになったとき、改めてその影響に苦しむ場合があることも、知られています。

改正された児童虐待防止法が明記するよう、たとえ親から子への直接の身体的暴力等がなくても、子どもが親のDVを目撃

することは、子どもへの虐待なのです。

IV DVからの脱出

夫は妻に執着する

Aさんは金融機関に勤めているときに、取引先の彼と知り合いました。周囲の男性はちよつと頼りなかつたけれど、彼はいつもAさんをリードしてくれたと言います。

結婚して子どもが生まれると夫のDVが始まり、Aさんは子どもを連れて、何度か実家に帰りました。いつも夫が迎えに来て、家に戻りました。

あるとき、父親がAさん母子を奥の部屋に隠して、一人で応対してくれました。「娘はもう、そちらに戻りません。お引き取りください」と言いましたが、夫は雄弁で饒舌です。「僕も悪いところがあったが」という一方で、暴力を正当化する理屈を並べて、延々と深夜まで居座り続けました。

年老いた父親が、娘を守ろうと頑張りますが、次第に疲労困憊していく様子が、隣室にいても、手に取るように伝わってきます。たまりかねたAさんは「お父さんに、これ以上迷惑はかけられない」と、自分からドアを開けて、夫に「家に戻ります」と言いました。

DVの加害者は、妻を自分の所有物のように思っており、とても執着します。妻の立ち回りそうなところを、執拗に探しまわ

りますから、夫の追求を逃れることは、容易ではありません。

被害者保護は国と自治体の責務

DV防止法が施行され、DVから逃れようとする被害者をサポートすることが、国と自治体の責務となりました。DV防止法の中核は、被害者の一時保護と、保護命令の発令です。

配偶者暴力相談支援センター

各都道府県にある配偶者暴力相談支援センターは、自治体のDV対策の中心です。DV防止法に基づき、被害者のさまざまな相談に応じています。一時保護に関する相談も行います。

「一時保護」とは、一時的に身を隠す施設を利用して、当面のあいだ安全に生活することです。暴力によって身も心も支配されている状態では、今後のことを思案しようとしても、なかなか考えがまとまらないものです。

安全な施設で、安心して心身を休ませている間に、自立に向けた生活のしかたを相談したり、必要に応じた行政上の支援を受けることができます。

裁判所の保護命令

DV防止法に基づく保護命令は、DV被害のうち、身体への暴力や生命にかかわる脅迫がある場合に、適用されます。本人が

裁判所に申し立てます。

先述の事例のAさんのような場合には、一時保護などを利用して身を隠している間に、裁判所に保護命令（保護命令のうち、被害者と同伴児への接近禁止命令）を申し立てて、発令を確認したのちに、実家に帰って暮らすことが可能です。

発令されると、実家のある地域を管轄する警察署とも連携します。保護命令に違反して、加害者がむやみに付きまとうと、処罰されます。

ありのままを受け入れ、必要な情報提供を

夫のDVから逃れて、シェルターを利用した70歳代の女性は、次のように言っていました。「私に、あと何年余命が与えられているのかは、わかりませんが、残された人生を、暴力のない安全な場所で、穏やかに過ごしていきたいと思い、家を出る決心をしました」

相談を受けたら、予断をもちずに被害者のありのままを受け入れて、話を聴きましょう。重い課題を、個人だけで解決しようとする無理をせず、公的な関係機関とも連携をとりましょう。

いつまでも逡巡しているように見える被害者こそ、揺れ動く気持ちを受けとめることが大切です。必要な情報を提供しつつ、具体的な支援ができることを心して待ちたいと思います。